

# 一般社団法人バイオマス発電事業者協会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人バイオマス発電事業者協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、バイオマス発電事業の促進とバイオマス産業の健全な発展を図り、持続可能な循環型社会の構築と地球環境保全の推進に寄与することを目的とし、上記の目的に資するため、次の事業を行う。

1. バイオマス発電事業に関する調査研究
2. バイオマス発電事業に関する資料及び情報の収集及び整理並びに情報発信
3. バイオマス発電事業に関する講習及び研修、普及開発、並びに人材育成
4. バイオマス発電事業に関する設備機器の品質及び性能の維持向上方策の検討
5. バイオマス発電事業に関する情報提供、アドバイス及びコンサルティング
6. バイオマス発電事業に関する関係者及び関連業界関係者の連携の充実
7. バイオマス発電事業に関する施策及び改善策等の提言
8. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業並びに当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告にて行う。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第5条 拠出された基金は、法人が解散するときまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第6条 基金の返還は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。

## 第2章 会 員

(構 成)

第7条 当法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 バイオマス発電事業を運営又は計画し（当該事業を営む法人又は団体への出資及び当該出資の計画を含む。）、当法人の目的に賛同して入会した法人又は団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体

(3) 特別会員 当法人の事業を賛助するため入会した自治体等

2 当法人は、理事会の推薦により当法人の活動に特に必要と認められる機関、学識経験者等を顧問若しくは最高顧問又は特別会員として置くことができる。

(入 会)

第 8 条 正会員、賛助会員及び特別会員として入会しようとするものは、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第 9 条 会員は、総会の議決を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 入会金及び会費の金額、徴収の時期、その方法及びその他必要な事項は、理事会の決定により定める。

3 当法人は、理事会の承認を得て臨時に特別会費を徴収することができる。

4 前項の特別会費の金額、徴収の時期、その方法及びその他必要な事項は、理事会の決定により定める。

(会員代表者届出)

第 10 条 法人又は団体である会員は、当該法人又は団体を代表して当法人に対して権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）1名及びその代理人1名を届け出なければならない。

2 会員代表者又は代理人を変更した場合は、速やかに変更届を届け出なければならない。

(退 会)

第 11 条 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会しようとする日の1か月以上前に当法人に対して、あらかじめ退会の予告をするものとする。

2 会員は、前項の場合のほか、次に掲げる事由により退会する。

(1) 総社員の同意

(2) 死亡又は解散

(3) 除名

(除 名)

第 12 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第 13 条 既納の入会金、会費その他の抛出金品(基金は含まない。)は返還しない。

(剰余金の分配)

第 14 条 当法人は剰余金の分配を行わない。

### 第 3 章 社 員

(入 社)

第 15 条 当法人の社員は、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の社員とする。

(社員名簿)

第 16 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成するものとする。

2 社員は、その氏名又は名称、住所、社員代表者に変更があったときは、遅滞なく当法人にその旨届け出なければならない。

(設立時の社員の名称及び住所)

第 17 条 設立時の社員の名称及び住所は、次のとおりとする。

群馬県沼田市岩本町 550 番地 1 新エネルギー開発株式会社

東京都墨田区江東橋 2 丁目 19 番 7 号 フォレストエナジー株式会社

## 第 4 章 社員総会

(社員総会)

第 18 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は次に掲げる要領で開催する。

(1) 毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に開催する。

(2) 定時総会の前月に開催される理事会当日時点で社員であった者がその総会に出席し、又は代理人をもって議決権を行使することが出来る。

3 臨時総会は次に掲げる要領で開催する。

(1) 理事会が必要を認めたとき、又は社員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(2) 上記(1)の理事会開催日又は請求があった日に社員であった者がその総会に出席し、又は代理人をもって議決権を行使することが出来る。

4 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 事業年度の事業報告及び決算の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 理事会において総会に付議した事項

(7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(招 集)

第 19 条 社員総会は、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会の招集は、理事会で決する。

第 20 条 社員総会を招集するには、会日より 1 週間前までに各社員に対して、書面又は電磁的方法により、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第 21 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の 3 分の 1 以上を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第 22 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 やむを得ない事由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法をもって、又は、他の正会員に委任して、議決権を行使することができる。他の正会員に議決権の行使を委任する場合には、議決権を行使する正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出するものとする。

3 前項の規定により議決権を行使する場合は、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第 23 条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する決議があったものとみなす。

(議 長)

第 24 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(社員総会議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した社員総会議事録を作成し、議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印するものとする。

## 第 5 章 役 員

(員 数)

第 26 条 当法人には、理事 3 名以上及び監事 1 名以上を置く。

2 理事及び監事は、社員総会において選任する。

(資 格)

第 27 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の役員又は従業員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任 期)

第 28 条 理事の任期は、就任後 2 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後 4 年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として、選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事等)

第 29 条 当法人には、代表理事 1 名及び副代表理事 3 名以内を置き、理事会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、また代表理事が不在の場合はその代行をする。

4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(監 事)

第 30 条 監事は、法令の定めるところにより、監査及び調査等を行う。

(顧 問)

第 31 条 当法人に顧問又は最高顧問を若干名置くことができる。

2 顧問及び最高顧問は、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 顧問及び最高顧問は、代表理事の諮問に答え、当法人の運営に関して意見を述べることができる。

4 顧問及び最高顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事及び監事の報酬)

第 32 条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 理事会

(理事会)

第 33 条 当法人は、理事会設置法人とし、理事をもって理事会を組織し、業務の執行を決定する。

2 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

3 代表理事に差し支えがある場合には、理事会があらかじめ定める順序により、他の理事がこれに当たる。

4 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の事業及び業務の執行上の重要事項についての決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 理事の職務の監督
- (4) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(招 集)

第 34 条 理事会は、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事に差し支えがあるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。
- 3 理事会を招集するには、会日より 3 日前までに、各理事に対して、その通知を發するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
- 4 理事会は、理事全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(決議の方法)

第 35 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって、これを決する。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案は可決されたものとする旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した理事会議事録を作成し、その理事会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印するものとする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 39 条 当法人は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにその附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定時総会の承認を得るものとする。

## 第 8 章 解 散

(解散の事由)

第 40 条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議

- (2) 法人の合併
- (3) 社員が欠けたとき
- (4) 法人の破産手続開始の決定
- (5) 解散を命ずる判決

(法人の継続)

第 41 条 前条の場合においても、一般法人法にもとづき、法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第 42 条 当法人は、解散の登記をした後であっても、一般法人法の規定に従って、法人を継続することができる。

(合併)

第 43 条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

## 第 9 章 清 算

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人は、解散したときの残余財産を国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属させる。

- (1) 公益社団法人又は公益財団法人
- (2) 公益法人認定法第 5 条 17 号イからトまでに掲げる法人

(清算方法)

第 45 条 前条の場合において、残余財産の帰属先は、社員総会の決議をもってこれを定める。

2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

## 第 10 章 附 則

(事務局)

第 46 条 当法人の事務を行うため、事務局を置く。

(準拠法)

第 47 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

附 則

1 当法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成 29 年 3 月末日までとする。